

マージン率の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開致します。

※令和5年7月1日時点

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

派遣先名称	汚泥資源化施設（大館処理センター内）
派遣先住所	秋田県大館市川口字中川口1

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間あたりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間あたりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
3	1	16,571	10,502	36.6%

※マージン率とは

派遣先より(株)県北環境保全センターに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率と言います。

2. マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料 労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣元負担）	
会社運営費用	健康診断費用	一般検診、特定業務従事者検診及び生活習慣病予防検診 の受診費用
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (教育訓練・技能講習・資格取得試験・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの活動費・法定手続き費用・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用 、会社運営経費を差し引いた利益	

3. 教育訓練に関する事項

- ・資源化施設の基礎知識
- ・有害物質の影響について
- ・設備の仕組みと維持管理
- ・特別教育等受講
- ・資格取得研修

4. キャリアコンサルティング相談窓口について

《キャリアコンサルティング代表窓口》 0186-49-0755（担当 田村）

5. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定の締結可否	：締結済み
・労使協定対象派遣労働者の範囲	：全ての派遣労働者
・労使協定の期間	：令和5年4月1日から令和6年3月31日